

長浜市の下水道受益者負担 のあり方について

公共下水道事業受益者負担金
農業集落排水施設加入負担金

長浜市下水道事業部 下水道総務課
下水道施設課

長浜市の下水道受益者負担のあり方について（諮問）

公共下水道受益者負担金は、下水道を整備するにあたり地域ごとの定められた負担金で、整備に要した費用の一部に充てるため、土地の所有者や権利者に対し、土地の面積に応じ負担いただいています。合併前の制度を引継いでいることから、整備の条件や時期が異なり、地域間で負担に格差を残しています。

また、農業集落排水施設加入負担金は、供用後新たに利用する使用者に対して、工事負担金とは別にします当りの整備分担金相当額を徴収するもので、一部の地域で制度を有しているため、地域間で格差が生じています。

これらの負担是正については、中期経営計画期間中の課題として、情勢の変化を踏まえた新たな制度を検討するよう貴審議会からご意見をいただいたところです。

長浜市の下水道受益者負担のあり方について（諮問）

公共下水道事業受益者負担金は、これまで、各市町で認可を受けた事業計画の見直しの度に、拡大した区域を賦課区域として追加しており、その単価の設定は、それぞれの地域で負担の整合を図ってきました。なお、受益者負担金自体は、概成から13年が経過したこともあり、概ね賦課が完了している状況です。

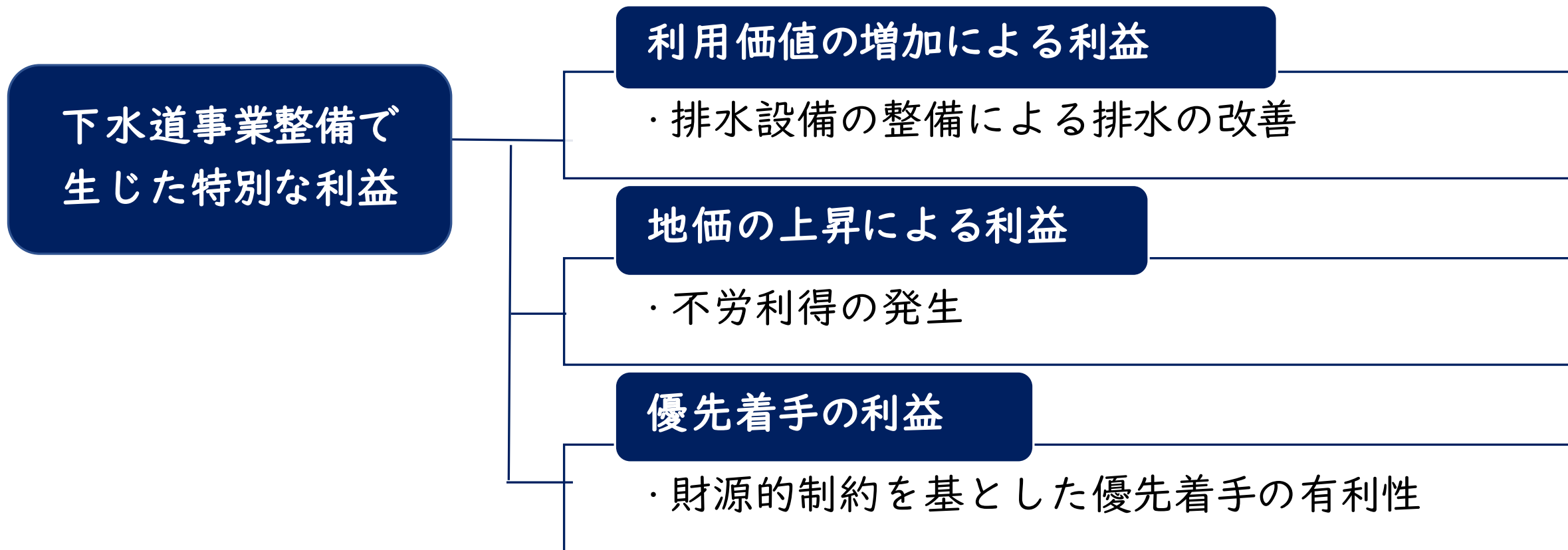
平成27年度の事業計画の見直しでは、下水道ビジョンに基づき農業集落排水の接続を推進する計画としており、令和2年度においても、継続して接続事業の推進計画を予定しています。農業集落排水であった区域は受益者負担金の賦課区域としないことを条例で定めており、新たにまとまった賦課区域の設定を行う必要がないのが現状です。

長浜市の下水道受益者負担のあり方について（諮問）

下水道の概成後、受益者負担金の対象工事は、公共ます設置に係る本管からの取出し工事となっており、国の財政支援がない現行の負担水準では、その経費を負担金で回収できていない状況です。また、受益者負担金の賦課には公告等の手続きを経なければならず、実際の整備から1年以上後の請求となることで、融資に組み込めないなどのご意見も頂戴しています

こうした状況を整理し、令和2年度の審議事項として、現状に即した下水道受益者負担のあり方について、ご審議賜りたく貴審議会の意見を求めます。

公共下水道事業受益者負担金とは



「利益」に応じた負担 = 下水道事業受益者負担金

公共下水道事業受益者負担金の変遷

受益者負担金の制度化（大都市圏の整備）

- ・ 負担金を徴収する都市に対して国庫補助及び地方債起債を優先的に許可

受益者負担金の基準提言（１９６０年代）

- ・ 事業費に対してその $1/3$ ないし、 $1/5$ 程度の賦課は公共下水道の設置による受益の限度内と考えられる

公共下水道事業受益者負担金の変遷

受益者負担金制度への提言（1980年代）

- ・受益者負担金の額は、今後は、受益者負担金条例で具体的に定めることが望ましい。
- ・具体的な負担金の額の決定にあたっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、現在負担金制度を採用している各都市の負担の水準を勘案して、住民に下水道の重要性を十分PRして、妥当な負担を求めるべきである。
- ・なお、負担金制度の運用にあたっては、公共下水道が整備され、その受益が現実化する末端管渠の整備との関連を配慮することが必要である。

公共下水道事業受益者負担金の変遷

下水道の整備が都市部から地方部へ移ると住民の負担に配慮した賦課方式が検討された

都市部の賦課方式が、「単位面積方式」であるのに対し、

- ① 宅地面積が広い傾向にあるため地籍割で賦課を行うと負担金は高額になる
 - ② 土地が賃借や売買の取引の対象になることは稀で土地利用の変化も比較的少ない
 - ③ 農地等の土地は、公共下水道の受益がすぐに顕在化しない
- 等の理由から、住民に理解を得るための賦課方式が採用されている。

◆賦課方式の全国例

長浜市域での採用

- ㊦住居１戸当たりの戸割方式・・・（湖北町）
- ㊧世帯ごとの人頭割方式・・・・・・・・
- ㊨公共ますの個数方式・・・・・・・・
- ㊩建物面積方式・・・・・・・・
- ㊪水道口径方式・・・・・・・・
- ㊫単位面積方式との併用・・・・・・・・（浅井町）
- ㊬単位面積方式・・・・・・・・（長浜市、びわ町、虎姫町、高月町、木之本町）

長浜市公共下水道事業受益者負担金の設定

下水道事業費（建設費）に係る財源内訳

国費 50/100	企業債 45/100	5/100
-----------	------------	-------



受益者負担金等

	長浜 負担区	びわ 負担区	虎姫 負担区	浅井 負担区	湖北 負担区	高月 負担区	木之本 負担区
設定年度	H 2	H 3	H 7	H 7	H 7	H 8	H 11
設定面積 (ha)	1,720.60	139.20	265.80	644.40	200.90	515.00	321.70
負担単価	310円/㎡	480円/㎡	400円/㎡	120,000円 +250円/㎡	300,000 円/戸	500円/㎡	480円/㎡

現行制度による公共下水道事業受益者の負担の比較

単位：円

	長浜 市街化 区域	長浜 市街化 調整区域	びわ	虎姫	浅井	湖北	高月	木之本
駐車場 (20㎡) 単独地	6,200	0	0	0	0	0	0	0
駐車場 (20㎡) 住居連坦	6,200	6,200	9,600	8,000	5,000	0	10,000	9,600
住宅地 (200㎡)	62,000	62,000	96,000	80,000	170,000	300,000	100,000	96,000
工場用地 (1000㎡) 従業員50名	310,000	310,000	480,000	400,000	2,500,000	300,000	500,000	480,000

浅井 法人事業所の場合（面積を問わず）

9人以下：37万円 10～29人：50万円 30～49人：150万円 50～99人：250万円 100～199人：500万円 200人以上 1,000万円

県内他市の受益者負担金制度の状況

市名	負担区数	賦課方式		負担区単価の状況	その他の賦課方式
		単位面積	その他		
1 大津市	10	10		139円～240円	
2 草津市	4	4		182円～300円	
3 長浜市	7	5	2	310円～500円	戸割、戸割併用
4 東近江市	9	7	2	250円～420円	戸割併用 250円/m ² +125,000円
5 彦根市	8	8		290円～350円	
6 甲賀市	5	5		250円～600円	
7 守山市	1	1		200円	
8 近江八幡市	11	11		250円	
9 栗東市	7	7		200円、240円	
10 湖南市	11	11		240円～255円	
11 野洲市	14	14		200円～250円	
12 高島市	18	17	1	300円～400円	1 枳当り 200,000円
13 米原市	4	3	1	380円、500円	戸割併用 250円/m ² +120,000円

※ 高島市は、平成27年度以降新たに賦課するものは、350円に統一されている

下水道事業受益者負担金の法律定義

長浜市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例（抜粋）

受益者負担金 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業として施行する下水道事業に要する費用の一部に充てるため、同法第75条の規定に基づき徴収するものをいう。

都市計画法（抜粋）

第4条15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第59条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

第59条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事の認可を受けて施行する。

第75条 市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、市町村が負担させるものにあつては当該市町村の条例で定める。

下水道事業計画の見直しと受益者負担金

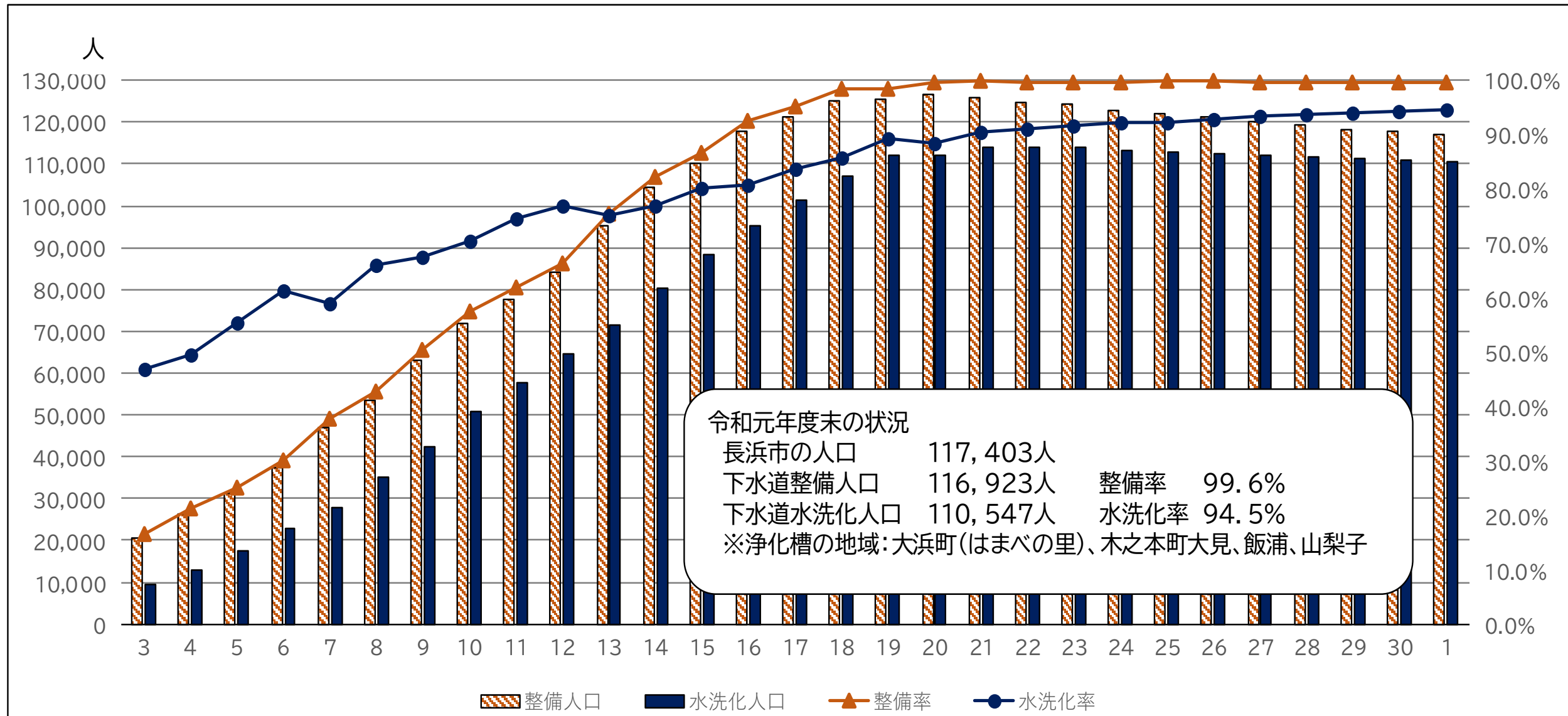
- ・ 下水道事業計画を策定し、計画的な下水道整備を行ってきた
- ・ 下水道の供用に向けて水洗化を啓発し、負担区単位で負担金を徴収してきた
- ・ 事業計画は5年ごとに見直しを行い、下水道の区域を追加している
- ・ 見直しに合わせ、拡大する区域の受益者負担金を決定している
- ・ 拡大する区域は整備済の区域と連坦しており、同じ単価で整合を図っている



下水道整備の負担の整合は「それぞれの地域」で図れている

- ・ 平成27年度の事業計画の見直しでは、農業集落排水の接続区域を追加している
- ・ 令和2年度で行う事業計画の見直しについても、農業集落排水区域の追加となる
- ・ 下水道の概成により新たに整備する計画はなく、新たな負担金設定の予定はない

下水道の概成（農業集落排水処理含む）



滋賀県内の汚水処理の状況

H30地方公営企業決算状況調査より：H31.3.31現在

市名	行政区域 内人口	公共下水道 整備人口	農集林集 整備人口	下水道 整備人口	下水道 普及率	合併処理 浄化槽等	浄化槽 普及率
1 大津市	342,695	337,437	0	337,437	98.5%	1,777	0.5%
2 草津市	134,224	128,901	4,794	133,695	99.6%	448	0.3%
3 長浜市	118,125	94,829	22,959	117,788	99.7%	337	0.3%
4 東近江市	114,186	88,494	23,351	111,845	97.9%	894	0.8%
5 彦根市	112,997	94,555	4,310	98,865	87.5%	7,239	6.4%
6 甲賀市	90,833	70,571	9,970	80,541	88.7%	6,857	7.5%
7 守山市	83,313	79,444	3,773	83,217	99.9%	96	0.1%
8 近江八幡市	82,063	66,797	630	67,427	82.2%	14,225	17.3%
9 栗東市	69,560	68,934	182	69,116	99.4%	87	0.1%
10 湖南市	54,998	53,569	0	53,569	97.4%	793	1.4%
11 野洲市	51,080	49,669	1,012	50,681	99.2%	80	0.2%
12 高島市	48,669	42,589	4,873	47,462	97.5%	876	1.8%
13 米原市	39,138	35,256	3,761	39,017	99.7%	117	0.3%

※概成とは、普及率が99.5%以上をいう

都市計画マスタープラン改定（平成28年12月）

改定の方針

平成22年の合併後の長浜市を「一体の都市」としてのまとまりで考え、長浜市総合計画における将来都市像を踏まえて、都市政策において目指す都市像の明確化、市全体として一体感のある土地利用方針への見直し、旧行政界にとらわれない合理的な地域区分への見直しを行う



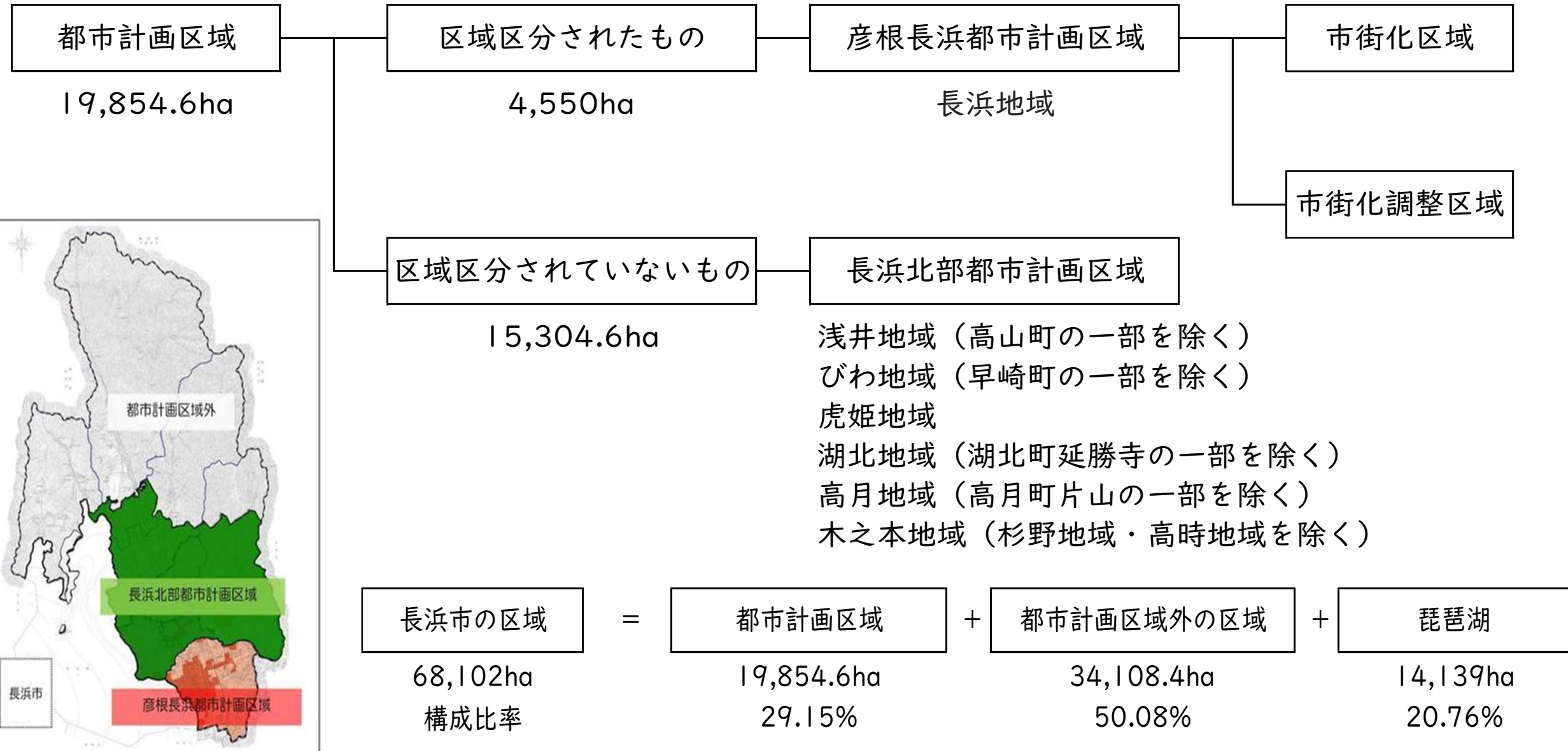
都市計画事業の負担の整合は「一体の都市」で図る必要がある

都市計画区域の再編（平成28年12月28日）

・長浜市都市計画マスタープランの見直しにあわせて、滋賀県東北部圏域における都市計画区域の再編が進められ、本市が一体的なまちづくりを進める上で適した都市計画区域として、「彦根長浜都市計画区域」に属していたびわ地域・虎姫地域と「浅井湖北都市計画区域」、「木之本高月都市計画区域」が新たに区域区分の定めのない「長浜北部都市計画区域」に再編されました。

行政区域 (可住地)	都市計画区域 (再編後)	汚水処理 (ビジョン)
長浜地域	彦根長浜 都市計画区域	流域下水道関連 公共下水道
びわ地域	長浜北部 都市計画区域	
虎姫地域		
浅井地域の一部		
湖北地域		
高月地域		
木之本地域の一部		
木之本地域の一部	都市計画区域外	農業集落 排水処理
余呉地域		
西浅井地域		

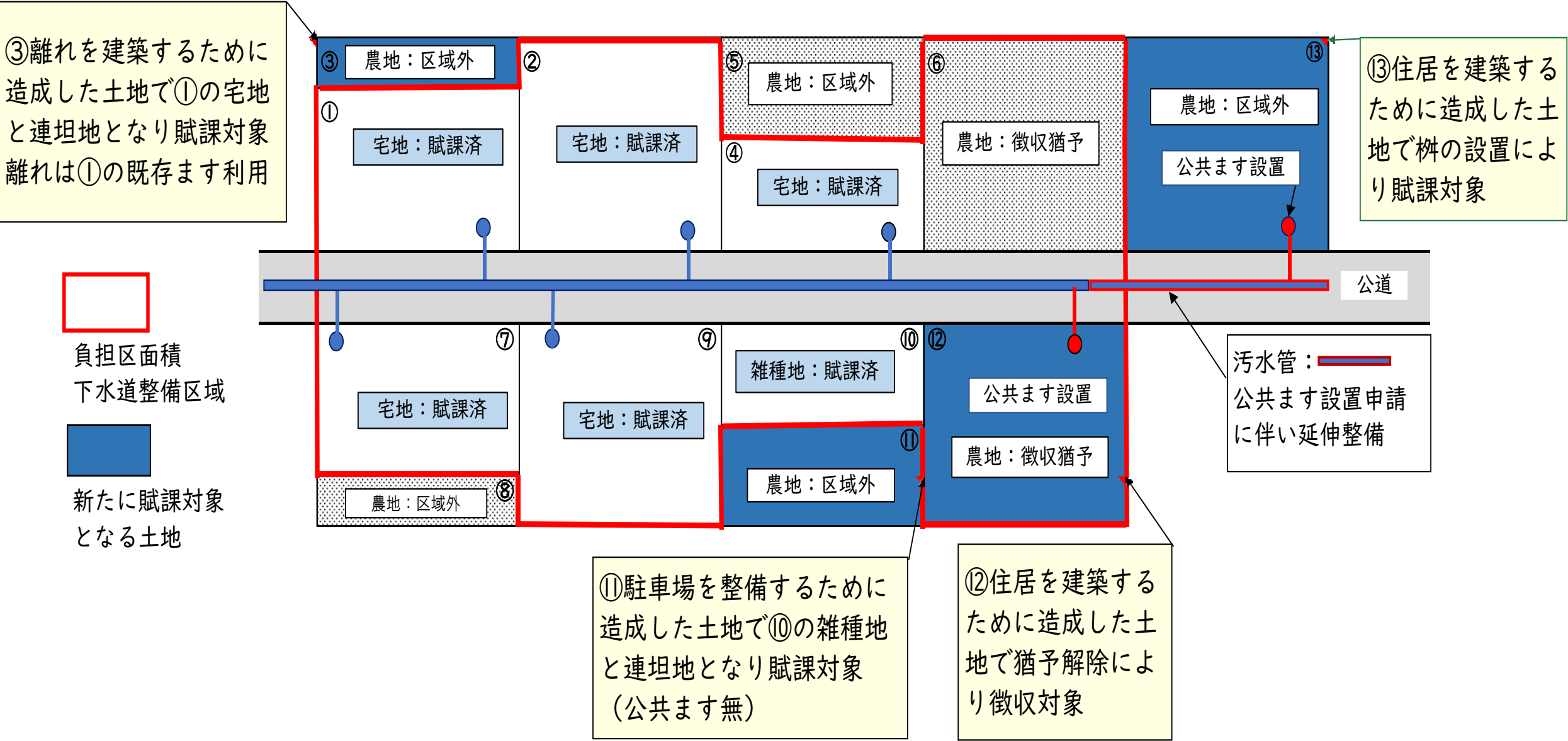
長浜市の都市計画区域



今後予想される下水道整備区域内の受益者負担金賦課対象・徴収対象の土地

都市計画区域内の土地	負担金対象となる条件	主な賦課徴収対象となる土地の把握
1) 新規賦課対象区域の土地	下水道の整備 賦課告示	公共枿設置申請
	農業集落排水の接続	新規賦課対象区域の土地としない(賦課済扱い)
2) 市街化区域内の農地 (徴収猶予地)	開発許可による開発行為	開発許可申請 1,000㎡以上の土地
	開発許可の不要な開発行為	建築確認申請、土地調査(建築物を伴わない土地)
3) 市街化調整区域の農地 (徴収猶予地)	開発許可による開発行為	開発許可申請 すべての土地
	開発許可の不要な開発行為	建築確認申請、農林業の用に供する建築物・居宅
	地区計画による開発行為	地区整備計画 住宅市街地の開発
4) 非線引き用途地域の農地 (徴収猶予地)	開発許可による開発行為	開発許可申請 3,000㎡以上の土地
	開発許可の不要な開発行為	建築確認申請、土地調査(建築物を伴わない土地)

概成後の受益者負担金賦課の例示

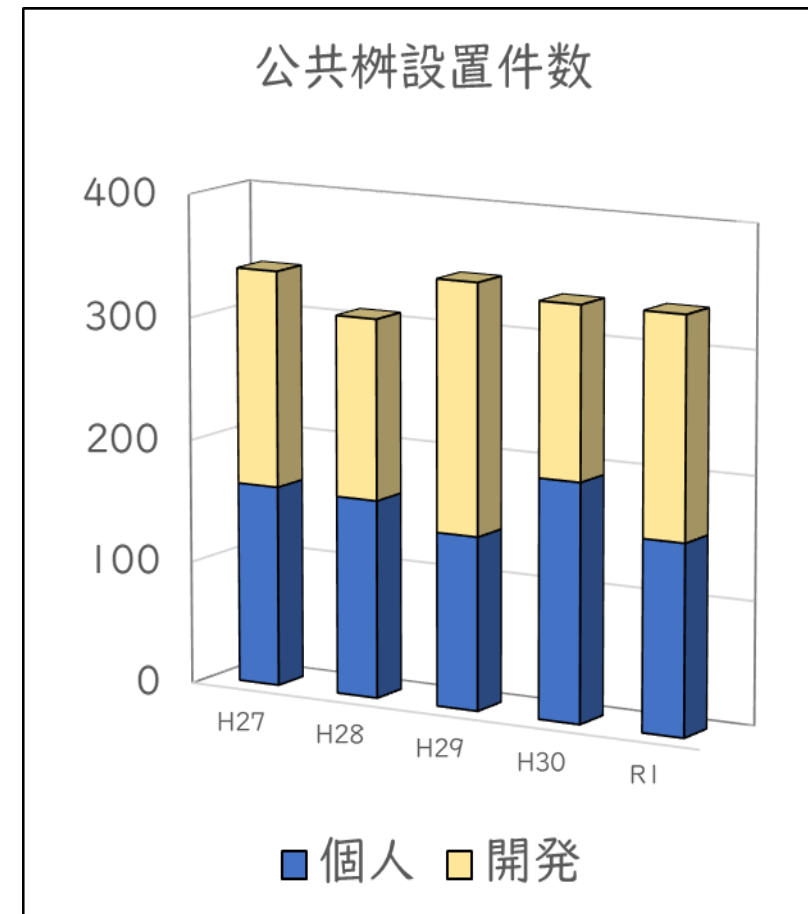


受益者負担金の賦課対象の土地は、下水道が整備された公道等に面した画地

(公共ますが設置できる状態となった土地)

令和元年度公共汚水柵設置申請件数

地区	申請に基づく公共ます設置件数			左の費用負担			開発者 施工	合計
	合計	本管延長を 伴う設置	本管からの 取付設置	受益者負担金		特別工事 負担金		
				徴収	徴収済			
長浜	97	16	81	65	24	8	142	239
浅井	17	1	16	14	2	1		17
びわ	4		4	1	1	2		4
虎姫	5	1	4	2	3			5
湖北	3		3	3				3
高月	11	1	10	8	3		38	49
木之本	4		4	2		2		4
計	141	19	122	95	33	13	180	321



公共下水道事業受益者負担金の課題

現行制度から派生する課題

下水道の受益 の考え方	負担金を賦課する要件は供用開始区域（公共ますを設置できる状態）となった場合であり、ますの設置の有無によらない。 →公共ますの設置がない場合であっても賦課対象となる （駐車場として住宅敷地を拡大した場合等）
受益者負担金 事務の課題	負担金の賦課についてはますの設置の有無によらないため、幅広い調査（多大な労力）が必要となり、賦課漏れといったリスクも生じる 負担金は地積によるため、最新の登記を確認する必要がある 負担金の賦課済地を永年管理していくにあたり、常時発生する土地の分合筆の把握など膨大な事務が必要となる 土地所有者、ます設置申請者が必ずしも受益者とならないことから受益者の申告が必要となる

公共下水道事業受益者負担金の課題

現行制度から派生する課題	
賦課の時期と 受益者の 資金繰り	賦課の告示が必要となるため、負担金が決定してもすぐに賦課できない 例) 10月竣工→(翌年4月賦課区域の公告、翌年7月賦課決定) ・高額となりがちな負担金を住宅ローンに組み込めない ・ローン返済中に負担金の請求が重なる
負担の格差 公平性	地域ごとに単価が異なるため、同じ建築物であっても負担の格差が生じる →同規模の建築物の場合、土地に余裕がある地域の負担金は高額になる →200㎡の土地にます1基を10宅地分設置する場合と、 2000㎡の土地にますを1基設置する場合の負担金額は同じとなる
独立採算制 の確保	地域によって徴収する負担金に比べ、ますの設置に要する費用の方が高額となる場合がある 例) 一般的な住宅(200㎡)の負担金6~7万円<標準的なます設置費用20~25万円 →市で公共ますを設置するため、その費用のすべてが回収できていない

標準的な設置工事費は1桝当り 240,900円

令和2年度概算工事費 条件：取付管3.0m 土被り1.2m

汚水桝設置工事費の算定（消費税、地方消費税は10%を転嫁）

【平成30年度】

公共下水道特別ます工事負担金			
No.	設置工事費	取付管	土被り
101-18	205,700円	2.00m	1.30m
102-59	205,700円	2.90m	1.47m
102-2	327,800円	5.50m	2.56m
102-7	184,800円	3.40m	1.20m
102-8	227,700円	5.10m	1.20m
102-35	154,000円	2.10m	1.49m
104-91	317,900円	9.00m	1.41m
105-162	178,200円	2.47m	1.38m
105-111	235,400円	4.70m	2.12m
105-153	231,000円	4.40m	1.53m
106-80	555,500円	12.90m	1.63m
106-136	257,400円	4.00m	1.69m

【令和元年度】

公共下水道特別ます工事負担金			
No.	設置工事費	取付管	土被り
101-182	266,200円	3.80m	1.20m
101-187	281,600円	3.60m	1.55m
102-198	358,600円	3.40m	2.62m
104-66	211,200円	3.70m	1.16m
103-72	268,400円	4.50m	1.44m
100-100	207,900円	3.30m	3.80m
100-101	205,700円	3.00m	1.23m
100-103	162,800円	3.80m	3.70m
100-140	478,500円	12.60m	1.66m
100-141	181,500円	3.70m	1.44m
105-137	257,400円	4.60m	1.81m
平均	259,170円		



農業集落排水施設加入負担金とは

1) 整備に要した1枡当りの地元分担金相当額を供用後、新たに利用する者に負担させるもので、湖北、木之本、余呉、西浅井の限られた農村地域の制度である

2) 合併協議では、供用後3年を経過していない施設があることから、3年以内に排水設備の整備を行う者との負担の整合を図るため制度を引継いだ経過がある

3) 農業集落排水のすべての区域では、公共ますの設置に工事負担金を徴収している

4) 最終的に農業集落排水として残る区域に加入負担金が残り、公共下水道の区域との負担の整合を図る必要がある

令和元年度公共污水枡設置件数

地区	農業集落排水	費用負担	
		工事負担金	加入負担金
長浜	3	3	—
浅井			
びわ	4	4	—
湖北	5	5	5
高月			
木之本			
余呉	2	2	2
西浅井			
計	14	14	7

農業集落排水施設加入負担金

都市計画外の区域を含めた公共污水枥設置（受益者負担金）費用比較

単位：円

200m ³ の宅地に公共ますを設置した場合	区分	公共下水道処理区域								
		長浜	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井
	受益者負担金	62,000	170,000	96,000	80,000	300,000	100,000	96,000	—	—
	工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	—	—
	計	62,000	170,000	96,000	80,000	300,000	100,000	96,000	—	—

新たに公共ますを設置した場合	区分	農業集落排水処理区域								
		長浜	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井
	加入負担金	0	0	0	—	300,000	0	525,000	300,000	500,000
	工事負担金	250,000	250,000	250,000	—	250,000	250,000	250,000	250,000	
	計	250,000	250,000	250,000	—	550,000	250,000	775,000	550,000	

公共下水道の区域でますを新設すると、受益者負担金を徴収
 農業集落排水処理の区域は、ますの費用は工事負担金を徴収
 ※公共ます設置工事負担金を 250,000円 とした場合の比較

公共下水道処理区域と農業集落排水処理区域での公共ます設置に係る負担の格差は、最高で12.5倍となる

現状に即した受益者負担のあり方について

下水道の概成

- ・ 下水道整備で生じた特別な利益が、市域全体で享受できるようになった
(普及率：99.6%)

一体の都市の確立

- ・ 合併後の長浜市は、旧行政界にとらわれない一体の都市を目指す都市政策とした

受益者負担金の現状と課題

- ・ 概成した現在の整備は、本管からの取付管、公共ますの設置が主となっている
- ・ 本管整備後相当の年数を経過しており、舗装掘削、舗装復旧の工事が発生している
- ・ 賦課の公告が必要なことから、新築物件の場合、居住した翌年に負担金請求となる
- ・ 融資には負担金の決定が必要なことから、住宅ローンに組み込めない
- ・ 都市計画の用途により、将来においても下水道の受益が顕在化されない農地がある
- ・ 徴収猶予している農地等がすべて転用されるまで、猶予地管理事務が残る

現状に即した受益者負担のあり方について

制度見直しの考え方

- (1) 新たな受益者負担は、市内どこにおいても統一した負担とする
- (2) 概成した状況を考慮し、公共ます設置に要する費用を新たな負担対象とする
- (3) 費用負担は、標準的な公共ます設置工事費を基に算定する工事負担金とする
- (4) 住宅融資の対象となるよう、設置承諾において工事負担金を通知する
- (5) 受益者負担金賦課済の土地には、ます設置に係る工事負担金を請求しない
- (6) 徴収猶予の農地は賦課を取消し、公共ますが必要となった時点で負担を求める
- (7) 農業集落排水処理加入負担金は廃止し、工事負担金で統一する
- (8) 見直しの時期は、公共下水道事業計画の変更認可後とする
- (9) 猶予地管理事務を見直し、人件費等の事務経費の削減を図る

現状に即した受益者負担のあり方について

現状に即した制度の見直しによる効果

事務経費の削減

- ・ 受益者負担金賦課に係る告示、申告、現地調査事務
- ・ 債権管理、期別管理事務
- ・ 農地土地利用追跡調査事務
- ・ 工事負担金精算事務

職員数の減員

賦課地の管理

- ・ 公共ますの設置申請に係る確認
- ・ 地図情報システムによる賦課済の土地の表示
- ・ 受益者負担金システムによる賦課済地番確認

投資活動における収入の確保等

- ・ 投資に係る財源の適正確保
- ・ 旧の行政区域界隣接地での負担格差の解消
- ・ わかりやすい負担の構築